

法人協

第28号

2016年9月発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
社会福祉法人協議会

〔もくじ〕

社会福祉法人を取り巻く制度の動向.....	3
経営者に聞く 社会福祉法人 森友会 立山貴史理事長のお話から.....	6
現地取材報告 介護人材不足を考える EPA 介護福祉士候補者 現地説明会に参加して	9
東京都青年経営者会の平成28年度取組み予定	12

社会福祉法人に期待すること

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 会長 青山 侑

福祉とのかかわり

私は平成27年3月に東社協の会長に就任いたしました。東社協とのかかわりはこれまでもたくさんありましたが、まず思い浮かぶのは阪神・淡路大震災の時のことです。当時、被災地では介護職員が不足し、東京都にも応援職員の派遣要請が届いていました。私は福祉局の高齢福祉部長としてある会合の場で東社協の老人福祉部会（現在の東京都高齢者福祉施設協議会）の役員の方々にご相談すると、その日のうちにご対応いただき、会員施設の介護職員を10人1組・10日間単位で神戸に派遣いただいたのです。採算性を度外視した、まさに社会福祉法人らしい取り組みであり、そのことが今でも強く印象に残っています。

私は都庁に入職し、福祉から都市計画まで幅広く仕事をしてまいりました。福祉局は城北福祉センターが初めての部署で、センターの所長として山谷地域の日雇い労働者への福祉施策を進める仕事に携わりました。その後、高齢社会対策担当部長、企画担当部長、高齢福祉部長と合計で4つのポストを経験しましたので、私にとって福祉は守備範囲にあったと言っていいと思います。

平成12年には三宅島の噴火が発生し、4年半にもわたり避難生活を余儀なくなれました。私は副知事として避難対応の指揮にあたりましたが、避難先をどうするかは大きな課題でした。そして、孤立死防止やプライバシーの保護の観点から、仮設住宅ではなく公営住宅などの空き



部屋に分散入居していただくことを決断したのです。なぜなら、都内の公営住宅のコミュニティは極めて濃密な人間関係ができていたからです。避難者の方々には既存のコミュニティの中で隣近所の声の掛け合いに依拠しながら生活を送っていただきましたが、その間、孤立死は1件もありませんでした。そういう意味で、三宅島の全島民避難は日本の災害時の避難のあり方を考える上で歴史に刻まれるべきことだったと考えています。

成熟社会と市民活動の拡大

日本は戦後70年が過ぎ、人口減少社会へ突入しました。日本の社会福祉制度も貧困対策を主眼とした社会福祉から、必要があれば誰もが制度を利用できる社会福祉に変わってきたのだと言えます。私はその変化を自然に捉えておりますし、その中で、東京の福祉行政、そして国の福祉行政もさまざまな要求や社会の変化に対してそれなりにうまく立ち回ってきたのではないかと感じています。

現代の社会は基本的に税によって運営する行政、市場原理によって投資家に配当する企業・株式会社活動、さらに利益を還元するためではなく公益目的のために行う社会企業、NPO、社会福祉法人などの非営利活動の3通りがあります。

社会が成熟していく過程では価値観が多様化していきますので、多様なニーズに対応した政策転換が求められます。また、市場原理にもなじまない、税によって行政が画一的に行う仕事にもなじまない、非常に多様なサービスを行う市民活動が拡大していくことが、欧米でも日本でも理論的には言われています。他方で、近年の日本は市場原理を重視した考え方も強く、公共施設等の民営化、社会福祉法人をはじめ生協や農協などの規制改革もこうした背景から進められたものと捉えることができます。

改正社会福祉法で問われているもの

平成28年3月31日に改正社会福祉法が国会で成立し、ガバナンスの強化をはじめいくつかの重要な改正がありました。改正法の中で触れられている「ガバナンス」には、もともと2通りの意味があります。一つはコーポレイティブガバナンス（企業統治）であり、透明性、経営と執行の分離、社外監査などが挙げられます。もうひとつはガバメント（統治）に対して協治（協力して治める）というガバナンスで、協力して働く市民社会のあり方として議論されています。

結果的に今回の法改正の内容を見ますと、前者のガバナンスの考え方に基づいていることがわかりますが、衆議院と参議院でそれぞれ出された附帯決議では、後者のガバナンスの考え方から社会福祉法人制度の意義を理解した内容となっています。そのため、社会福祉法人経営者には、附帯決議に記された内容を十分尊重した対応が求められると思います。

私はニューヨークやロンドンなどをしばしば訪れますが、日本の特色の一つとして、アメリカやイギリスにはない社会福祉法人が多くのシェアを占め活躍していることが挙げられます。日本の社会福祉法人のような制度は減多にない。私はその制度が日本では定着していて、市場原理や行政とも違う重要な役割を果たしていることに非常に意義を感じています。

一方で、市民活動全般について言うと、財政力をつけていくことが重要な課題となっています。社会福祉法人にしても行政からの補助金支出がかつてより少なくなる中、もっと寄附を受け入れるという努力が必要です。寄附金を多く受け入れ、民間の全く自主的な発想によるいろいろな社会福祉活動がもっと盛んになっていくことが望ましいと考えています。社会福祉法人協議会の会員法人の皆様方には、非営利活動が果たす役割の重要性を認識し、今後も自信を持って公益活動を進めてほしいと思います。

インタビュアー：社会福祉法人徳心会 常務理事 関根 陸雄（社会福祉法人協議会広報委員長）
社会福祉法人あすなろ福祉会 副園長 小川 恵美（社会福祉法人協議会広報委員）

■ 社会福祉法人を取り巻く制度の動向

改正社会福祉法施行に向けた留意事項、定款例(案)等が示されました

厚生労働省は平成28年6月20日付で、社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項等に関する以下の6つの事務連絡を発出しました。

改正社会福祉法は平成28年3月31日に国会において成立し、平成29年4月（一部、平成28年4月）から施行されることになっています。しかし、施行内容の詳細については政省令に委ねられている部分が少なくなく、これまで国の社会保障審議会福祉部会の中でも主に評議員会の員数に係る経過措置、会計監査人の設置法人、控除対象財産の算定方法、地域協議会の4つの課題について検討が進められてきました。今回の事務連絡は、現時点の厚生労働省の考え方を示したものという位置づけになっています。

〔6月20日付で発出された事務連絡の内容〕

- ① 社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（経営組織の見直しについて）
- ② 「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について」に関するFAQについて
- ③ 社会福祉法人における評議員の選任及び解任方法について
- ④ 社会福祉法人における評議員の員数の経過措置に係る一定の事業規模について
- ⑤ 社会福祉法人制度改革における理事等の解任について
- ⑥ 社会福祉法人制度改革における社会福祉法定款例（案）について

また、事務連絡発出を受けて、厚生労働省では7月8日に都道府県等の担当者を対象に「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」を開催しました。その中で、政省令や定款例を盛り込む社会福祉法人の認可の局長通知等は、平成28年10月に公布もしくは発出予定であることが示されました。

なお、今回の事務連絡を踏まえて、厚生労働省や東京都が主催した説明会資料は、厚生労働省や東京都のホームページ上から閲覧することが可能です。また、東社協でも「福祉施設経営相談室だより」（発行不定期）の中で、関連した情報を掲載しております。

1 6月20日付 事務連絡文書を踏まえた厚生労働省や東京都主催の説明会資料

- ① 厚生労働省主催「社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会」（7月8日実施）資料

【アクセス方法】 厚生労働省ホームページ → 新着情報（7月12日掲載） → 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000129805.html>

- ② 東京都福祉保健局主催「社会福祉法人制度改革の施行に係る留意事項等の説明会」資料（8月9日実施）

【アクセス方法】 東京都福祉保健局ホームページ → 福祉保健の基盤づくり → 事業者の方へ → 社会福祉法人制度改革の施行に係る留意事項等の説明会資料（平成28年8月9日実施）

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kiban/jigyosha/seidokaikakuryuuijikou.html>

2 東社協 福祉施設経営相談室だより

※主な内容：「社会福祉法改正の来年度施行に向けた定款変更認可申請の準備と秋の理事会・評議員会」（117号）、「社会福祉法人制度改革の施行に向けた留意事項について（6/20付事務連絡）」（116号）など

【アクセス方法】

東京都社会福祉協議会ホームページ → 経営相談室（トップページ下）

<http://www.tcsw.tvac.or.jp/activity/keieisien.html>

改正社会福祉法施行に向けた社会福祉法人協議会の取組み

社会福祉法人協議会では、社会福祉法人制度改革への対応を平成28年度の重点事業の一つに掲げています。調査研究委員会では今後、法施行において都内の社会福祉法人が直面するであろう課題等を探っていくことにしています。7月25日に開催された委員会では、全国経営協制度・政策委員会の平田直之 委員長（社会福祉法人慈愛会〔福岡県〕常務理事）より、改正社会福祉法施行に向けた課題と都道府県経営協の役割についてお話を伺いました。

また、改正社会福祉法の内容を会員法人に広く情報提供していくため、7月19日には上智大学総合人間科学部准教授の藤井賢一郎先生をお招きし、改正社会福祉法の施行内容の説明等を目的とした時局セミナーを開催しました。

さらに8月24日にも全国経営協との共催により「社会福祉法人制度改革対応セミナー（前期）」を開催し、全国経営協制度・政策委員会 委員の湯川智美氏（社会福祉法人 六親会〔千葉県〕常務理事）から、平成28年4月施行事項のポイント、平成29年4月施行に向けた理解と対応等についての説明をいただきました。

社会福祉法人協議会では今後も国等の動向に応じて広報誌やセミナー等により情報提供を行っていくことを計画しています。



7月19日のセミナーでは500名を超える社会福祉法人関係者が参加

〔社会福祉法人協議会主催のセミナー等開催予定〕

- 平成28年12月9日（金）午後 第2回総会・講演会
- 平成29年1月頃 社会福祉法人制度改革対応セミナー（後期）
- 平成29年3月10日（金）午後 第3回総会・講演会

※総会における講演テーマは現時点では未定です。社会福祉法人制度改革関連の内容を予定しておりますが、場合によっては、異なるテーマの講演会となることもあり得ます。

社会福祉法人改革の施行スケジュールについて

		28年度			29年度	
		～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月
関係法令改正等	○定款例(案)等事務連絡発出【済】			○関係政令公布 ○関係省令公布 ○関係通知発出		●施行
	評議員会関係		○定款変更案の検討 ○評議員候補者の検討 ○評議員選任・解任委員候補者の検討	○定款変更(新評議員の選任方法等)の検討 ○定款変更(新評議員の選任方法等)の検討	○評議員選任・解任委員会の設置 ○新評議員の選任	●旧評議員任期満了 新評議員の任期開始 ○新評議員による定時評議員会の開催(決算、新役員等)
法人						●旧役員任期満了 新役員の任期開始 ○旧役員による理事会の開催(決算、新役員等) ○新役員による理事会の開催(理事長の選定等)
理事会関係	会計監査人関係	社会福祉法人会計監査円滑実施協議会	対象法人の基準の決定	○会計監査人候補者の選定 ⇒予備調査の実施 ○予備調査の結果に基づく法人による改善	○定時評議員会による会計監査人の選任	○会計監査契約締結 ○会計監査開始
	社会福祉充実計画関係 ※残額のある法人のみ	検討会等による検討		○決算見込み ○社会福祉充実残額の試算 ↓(残額がある場合のみ) ○社会福祉充実計画(案)の検討・作成	○公認会計士・税理士による確認 ※地域公益事業を位置付ける場合には、地域協議会等の意見聴取	○定時評議員会による承認 ○所轄庁への承認申請
所轄庁			○全国担当者説明会の開催(7/8) ○ブロック別担当者会議の開催	○定款変更認可		○充実計画承認

(出所) 社会福祉法人制度改革の施行に向けた全国担当者説明会資料(厚生労働省)

経営者に聞く

社会福祉法人 森友会 立山 貴史 理事長のお話から

東京都内には高齢、障害から児童・女性分野や保護施設等に至るまで多岐に亘る社会福祉施設があります。これらの施設を運営する社会福祉法人も多種多様であり、それぞれが法人の理念、事業の特性、そして地域の実情等に応じて様々な福祉サービスの提供、地域に貢献する事業の実施、さらには、そのための法人の組織体制の強化や人材育成等に取り組んでいます。

そこで、広報誌『法人協』では今号から、経営者がリーダーシップを発揮して多様な取組みを進めている社会福祉法人やその経営者に焦点をあて、「経営者に聞く」という新しい連載をスタートさせることに致しました。

今号では、大分県から東京に進出し、より良い環境のもとで健やかな子どもの成長を保障する園運営に積極的に取り組んでいる社会福祉法人森友会の立山貴史理事長にお話を伺いました。

【聞き手】 社会福祉法人聖光会 理事長 石川 雅昭（社会福祉法人協議会広報委員）
社会福祉法人平心会 理事 田原 謙一（社会福祉法人協議会広報委員）

【森友会 法人概要】

本部所在地 大分県大分市花江川4-12

経営施設 大分県・東京都・福岡県で認可保育園・認定こども園を運営
(都内の認可保育園)

中野区 なかよしの森保育園

練馬区 あかねの森保育園

国分寺市 ともだちの森保育園、えがおの森保育園

こもれびの森保育園、ひだまりの森保育園

小平市 たのしい森保育園、やさしい森保育園

うれしい森保育園

※その他、大分県大分市で1つの認定こども園、福岡県福岡市で3つの認可保育園を運営

東京進出の経緯

一法人の由来について教えてください。

立山 私どもの法人は、もともとは戦前より私立認可幼稚園を運営していたことに遡ります。戦後も第2次ベビーブームなどを背景に園児が多い幼稚園の経営をしてきたのですが、大分県内の私立幼稚園児数は平成元年をピークに減少傾向に陥りました。原点の幼稚園があった佐賀関地区も、もれなく少子高齢・過疎化の影響で園児数は激減し、経営を続けていくことが困難な状態になりました。他方で大分市においては、保育所における待機児童が増加し始めていました。その対策の必要性から平成11年に無認可保育園を開設、さらに平成13年には社会福祉法人を設立し、無認可保育園を認可保育園に移行させることにしたのです。その後は、学校法人と社会福祉法人でそれぞれ1施設ずつを経営してきたのですが、平成23年に大分市内で新たに認定こども園を設置するとともに、その後は東京、福岡などの大都市圏にも進出するようになりました。

一なぜ事業を全国規模で展開していこうと考えたのですか。

立山 地方における幼稚園の経営は大変厳しく、その中でも人集めには人一倍努力をしてきたつもりです。しかし、少子高齢過疎化が進んでいる地域で努力をしても限界があり、人がたく

さんいるところ・ニーズがたくさんある地域で事業は進めていかないと、どんな仕事も継続できないということを痛感したことが理由の一つにあります。もう一つはリスクヘッジの側面もありました。私どもの法人は「すべての子どもの最善の利益のために」を理念とし、「壁の無い保育」「コーナー保育」「異年齢児・

グループ保育」「地域に密着した保育」を重視しています。そして、大分県以外の地域にも施設を開設することにより、万が一、大分県内での事業継続が困難になったとしても、別の地域に私たちの理念に基づいた保育実践を残していきたいという思いもありました。

—東京に進出するきっかけはどのようなことだったのですか。

立山 私の母が東京出身でしたし、私も子どもの頃に約2年半、西武新宿線の沿線に住んでいたこともありました。そうした御縁もあり、以前より東京には馴染みがありました。加えて、大都市圏に進出するなら、東京は絶対外せない場所だと考えていたのです。ちょうど、その時に、中野区からの民営化に伴う事業者募集の情報を見つけたのです。

—東京の印象はどのような感じですか。

立山 東京といっても地域差がありますので一概には言えませんが、東京にはまだ昔の日本の面影が残っている印象を持っています。商店街も元気なところが多い。そういう意味では最先端のことを求めてきたのに意外と古き良き時代の懐かしさが残っていますね。

—東京都内で保育園を実際に経営してみてどのように感じていますか。

立山 子どもたちの様子は東京と大分、福岡でそれほど大きな違いはないように感じます。しかし、東京は地方に比べると、幼稚園と保育園を利用する保護者の層が比較的分かれている印象があります。また、地方に比べると地域におけるつながりが薄い面がありますので、保護者支援をどのように進めていくか、保護者と信頼関係をどのように構築していくかは工夫が必要だと感じています。

人材確保は地方でも東京でも厳しい

—都内で経営する保育園の職員は東京出身の方が多いのですか。

立山 東京出身の職員が一番多いですが、北関東、東北や九州出身の職員もかなりいます。どこの保育園も保育士不足は深刻ですので、人材確保のために全国を飛び回っています。この問題の深刻さは大分でも東京でも変わりません。

—人材確保の面でとくに意識されていることはありますか。

立山 他の社会福祉法人や株式会社立の保育園に処遇面で負けられないようにすることと、今いる職員たちの離職を少なくすることの二つを意識しています。どちらかという、離職率の低下に力を入れているかもしれません。

—具体的にはどのような部分に力を入れているのですか。

森友会における保育内容

壁の無い保育	当園の保育室には基本的に「壁」がありません。子ども達の環境を「壁」で閉じ込めるのではなく行動に存分に集中できる、また集中力を養う保育を行っています。
コーナー保育	図書、ブロック、言葉、おもちゃコーナー等、職員が工夫を凝らしたコーナーを設置・変更していきます。子ども達は自分自身でその日の過ごし方を選択します。
異年齢児・グループ保育	ただの年齢によるクラス編成ではなく、異年齢児との交流を深めるグループ保育を実践し、思いやりや、コミュニケーション能力の発達を養っています。また3歳児以上については、造形活動や表現活動、オペレッタを行っています。
地域に密着した保育	様々な就労や暮らしを支えるため、延長保育、産休明け保育、一時保育を実施しています。また、安心して子育てができる街づくりの為に親子、保育者、ボランティア、地域の商店街との連携で、共に成長し支え合える街づくりをすすめます。

立山 処遇面に関しては、私どもの法人でも初任給は高く設定していますが、その後は職責や働き方に応じた給与体系を構築しています。働き方については多様な考え方がありますし、職員によって優先順位は様々です。ですから、一定の勤務年数を経験した職員については、幾つかの選択肢の中から今後の働き方についての希望を聞いた上で、職位やそれに応じた処遇を決定しています。また、働きやすい職場づくりも重視し、小学校を卒業するまでの子どもを持つ職員が育児・介護休業法に係る「育児短時間勤務」を取得できるようにするなど、ワーク・ライフ・バランスの推進や子育てしやすい職場環境づくりなどにも力を入れているところです。

—職員の異動も積極的に行っていますね。

立山 離職の原因を探っていくと、人間関係が一因になっている場合も多いのです。都内にある私どもの法人の保育園の立地を比較的近いエリア内に集中させている要因には職員の異動をしやすいすることもあります。

分権型経営をさらに進めていきたい

—法人経営の中で重視されていることはありますか？

立山 多くの園を経営しているスケールメリットを出したいと思っています。そのために取り組んでいることは幾つかあるのですが、例えばコスト削減は徹底してやっています。火災保険への加入、エレベータや消防の設備点検などをはじめ、入札できる案件はすべての施設分を一括して入札しています。

—そのような取組みは法人本部で一括して進めるのですか。

立山 本部の事務所は大分県にあるのですが、理事長である私と数人で本部の役割を担っているのが現状です。しかし、理事長が一人で考え、牽引役になっていく展開の仕方だと限界があります。組織的にやることを意識し過ぎて権限を全部本部に集めてしまうと、現場は生き生きしない。しかし、現場に任せ過ぎても難しい部分があります。現場における保育の考え方と、法人としての経営の方針や管理の仕方が同じ方向に向かっていく仕組みを作っていくことに苦心しているところです。そのことを私どもの中では分権型組織経営と言っています。

—経営者としてどこまで任していくかは判断に迷うところですね。

立山 一般的に経営者というのはどうしても自分のところに権限を集めたがる傾向にあると思います。そのことを私自身がしてしまうと危ないと思いますので、理事長に次ぐポストには身内ではなく血のつながりのない経験豊かな人に就任いただいています。そのことは保育の現場においても同様で、私どもの保育園では、異年齢で過ごす空間・時間を増やしていますが、そのとき、年齢別に担任は決めずに、複数職員によるフロア担任制度を採用しています。そうすることで職員間でも良い意味での牽制がきくので、保育の質の向上の面でも効果があると感じています。権限譲渡と牽制についてはいつも気にかけています。

—別の業界からの転職された方も多く採用しているのですか。

立山 経営学の中でいろいろな畑違いの人が集まった組織は同じ畑で育った人ばかりの組織よりも強いという考え方があります。相互に補い合う組織ができれば一番強いと感じていますので、いずれは理事長が細かく指示を出さなくても、専門とする畑の異なる部下たちが自ら考え、相互に刺激し合えるような組織にしたいと思っています。

—今後に向けて何かお考えになっていることはありますか。

立山 今後は、分権型組織経営の弱点をどう補っていくかが一番の課題だと認識しています。一定の権限を与えられた人たちの考えや判断がとても重要になってきますので、とくに管理者の資質や能力を上げていくことが喫緊の課題だと考えています。



立山理事長

■ 現地取材報告 介護人材不足を考える EPA介護福祉士候補者 現地説明会に参加して

徳心会 常務理事 関根 陸雄
(社会福祉法人協議会 広報委員長)

外国人技能実習制度の対象職種に介護分野を追加することが検討されており、外国人介護人材受入れがにわかに脚光を浴びています。技能実習制度や技能実習生の行動等については厳しい見方や意見がある一方で、制度の対象職種に介護分野を含めることについて歓迎する介護事業者もあり、その評価は様々だと思えます。

また、技能実習制度に先駆けて実施されている経済連携協定（EPA）による介護人材受入れについて知らない方も多いようです。そこで、今年度の広報誌『法人協』では3回に亘って、フィリピン、インドネシア、そしてベトナムとのEPA介護実習生受入れ制度の現状について報告することを企画しました。

①「EPA」とは

EPAとはEconomic Partnership Agreementの略で、経済連携協定のことです。

二国間の経済連携の強化の観点から行われるものであり、両国間の友好や協力の促進を意図して締結されています。

日本では平成20年度より特例的に外国人介護労働者の受入れを開始し、現在は3カ国から介護福祉士候補者を受入れています（平成27年度までに累計で2,106名）。

今年度は下記日程で現地面接および合同説明会が予定されています。

フィリピン（第9回目）7月25日（月）～29日（金）5日間

インドネシア（第10回目）8月19日（金）～25日（木）日曜を除く6日間

ベトナム（第3回目）12月上旬

注1）現地面接とは、送り出し国において選考した就労希望者一人ひとりに対し、EPAに基づき入国する外国人看護師・介護福祉士の円滑かつ適正な受入れ等を行うため、公益社団法人国際厚生事業団が行う面接・日本語クイズおよび適性検査のことです。これらの情報は求人登録申請を行い審査を経た各施設に提供されます。

注2）合同説明会とは、現地面接の空いた時間を利用して、候補者に各施設が自らを紹介する場です。就労希望者はこれらの情報を参考に就労希望施設を選択します。これに参加する希望機関は、全希望機関の4割程度と思われます。今回のフィリピンは約200機関の申し込みでしたが、現地への参加は約80機関程度だったと思います。これに参加することが、どれだけ就労希望者の選択に影響するのかよくわかりません。

就労希望者による受入施設の選択基準は主に給与、住環境、研修内容、所在地と思われます。所在地については、地方都市を希望するという声を多く聞きますが、日本の環境をよく知らない中でそのような思いを抱いているように感じます。東京を自国の大都市、例えばマニラとかジャカルタのイメージの延長で捉えていることが多いので、誤解のないよう説明する必要があります

その他、EPAについての詳細は国際厚生事業団（JICWELS）のホームページを参照。

②「外国人技能実習制度」とは

技能実習制度は、日本から相手国に対して、技能移転を通じた「人づくり」に協力することが基本理念とされている。日本は他国と比較し、高齢化が急速に進展しており、認知症高齢者の増加等、介護ニーズの高度化、多様化に対応している日本の介護技術を海外から取り入れようとする動きも出てきている（厚生労働省「外国人介護人材受入れの在り方に関する検討会中間まとめ」より一部抜粋）。

EPAに対するわたしのイメージ

EPAにより介護福祉士の受入れが始まった当初、わたしは外国人介護人材受入れについて否定的でした。なぜなら、経済連携で介護技術を習得するための来日ということになっていきますが、そもそも介護保険制度のない国に介護福祉士資格が馴染むのだろうかという疑問です。当時、介護人材不足がクローズアップされ、その不足を外国人労働者で埋めるという思惑が透

けて見えたように思います。日本の介護福祉士国家試験に合格すると日本に永住することが可能になります。だとすれば移民政策もきちんとしていない日本で、彼らの生活が守られるのだろうか、漠然とした不安を持ちました。日本人と同一賃金を謳うものの、その担保がきちんとしてできるのか、仮に安い労働力を求めるということだけであれば、現場は荒れ、介護現場への日本人の就労希望者はますます減少してしまうのではないかと感じました。

EPA 開始当初、候補者の履歴書に写真を貼ったら顔で選ぶから添付するのはどうかなど様々な議論があったと記憶しています。しかし、現在では介護福祉士試験合格後の就労意向も含んだ現地面接評価や面接のビデオクリップも求人登録審査を経た各施設に提供され、本人たちについて詳細な情報が提供されています。

先にも書きましたが、当初 EPA についてはとても懐疑的でした。しかし、2年前の6月に、勧められて横浜のある受入れ施設を見せていただく機会がありました。実際に働いている候補者にも会って話を聞かせていただきました。わたしが危惧していたものと異なり、候補者はとても生き生きと就労しながら学んでいるようでした。そして、何より施設の雰囲気がとても良かったことを記憶しています。もちろん、職員にとって余計な負担がかかるだろうし、一生懸命学習した候補者が不合格で帰国しなくてはならないという喪失感も経験したりすることもあるのですが、それでも EPA 介護福祉士候補者と一緒に働くことが、利用者にとって、職員にとって、施設にとって、とてもうまく機能しているように感じました。

徳心会の取組み

わたしの法人では特別養護老人ホームを主に運営しています。平成26年度のインドネシア合同説明会から参加をはじめ、昨年暮れに法人としての第1期生を受け入れました。これは、日本・インドネシア EPA 制度における8期生になります。今年もインドネシア介護福祉士候補者を受け入れる計画です。そして、フィリピンとベトナムについても広報誌に掲載するために説明会にも出席します。一人で、初めての国で、ガイド無しで（経費節減のため？）行動するのはこの時期不安もあります。今回、3度目となるインドネシア合同説明会には徳心会第1期生とわたしで参加します。

候補者受入れまでの流れ

注意しなくてはならないのは、合同説明会に参加してから候補者が施設に配属されるまでに時間がかかるということです。インドネシアとフィリピンは手続きが似ており、ともに今年の合同説明会に参加した候補者が施設に配属されるのは、来年の12月になります。ベトナムは来年の8月です。

平成28年度受入れの場合では、5月に国際厚生事業団の説明会があり、求人登録申請をします。その後、審査を通過すると、求人登録・受入支援契約にすすみます。そして、現地面接および合同説明会を経て、就労希望者の情報提供があり、9月にマッチング、その後、訪日前日本語研修が実施されます。フィリピン・インドネシア介護福祉士候補者はともに6ヶ月の訪日前研修で日本語能力試験はN5以上に達しています。ベトナムはこの2カ国とは異なり、12月上旬の合同説明会の時には既に1年間の訪日前日本語研修の受講を終了しており、日本語能力試験はN3以上に達しています。訪日前日本語研修が終了するといよいよ来日。フィリピン・インドネシアはこの後共に6ヶ月間の訪日後研修が実施されます。研修施設はフィリピンが横浜と関西、インドネシアが名古屋、ベトナムは幕張で2ヶ月間の研修が実施され、その後にいよいよ配属となります。

ここでも注意しなければならないのは、受入れ施設は、開校式を含め、数回研修施設に出向かなければならないことです。義務ではないのですが、母国を離れて生活している本人たちの気持ちを考えると、できるだけ顔を見せるべきだと思います。しかし、わたしの場合はインドネシア人候補者だったので、名古屋にある中部研修センターまで出向かなくてはなりません。電車で名古屋駅から1時間。環境の良いところですが、交通アクセスはとても不便で、結構負担になりました。訪日後の研修は、一般財団法人海外産業人材育成協会（HIDA）という機関がとりまとめをしています。

ですから、年度末に次年度の採用を検討し行動に移したとして、施設に配属されるのは翌年の8月もしくは12月ということになります。しかし、この時間と手間をかけるということが、受入準備や育成計画を作成する上で良い結果を生んでいるということも間違いないと考えます。

フィリピン現地面接・合同説明会

いよいよ現地取材の報告ですが、紙面が少なくなりました。今年度は受入れ施設側の求人数が多く、国際厚生事業団ではなるべく多くの参加者を受入れたいということで、調整に時間がかかったそうです。事業団より現地面接・合同説明会の最終案内が来たのが7月15日（金）でした。徳心会も5日間全ての合同説明会の参加を希望したのですが、参加希望者多数ということで、7月26日（火）と27日（水）の2日間しか認められませんでした。他の2カ国も同様で、特にヴェトナムが厳しいようです。

なお、フィリピン合同説明会は以下の要領で実施されました。

日時 平成28年7月25日（月）～29日（金）9：30～16：30
会場 Crown Plaza Manila（クラウンプラザ・マニラ）

EPAにおいては看護師の受入れについても実施されていますが、人数が少ないので今回の誌面では介護福祉士についてのみとします。候補者と現地参加受入機関の数は以下の通りです。

看護	7月23日（土）候補者	94名、7機関
介護	7月25日（月）	〃 90名、20 〃
	7月26日（火）	〃 126名、27 〃
	7月27日（水）	〃 90名、20 〃
	7月28日（木）	〃 138名、31 〃
	7月29日（金）	〃 85名、19 〃

介護合計 候補者 623名、124機関

当日は欠席も出たので今回のフィリピン現地面接の候補者の参加実績は539名です。また、受入機関も希望すれば最大2日間参加できるので、実際には80機関程度です。候補者数が日によりバラツキがあるのは、国際厚生事業団としては6日間かけて会場を用意したかったそうですが、諸般の事情で5日になってしまった結果とのこと。事実、合同説明会に参加する立場からしても、一日90名くらいが適当な人数と思います。恐らく、現地面接においても、そのくらいが適当なのではないかと思います。

インドネシアもフィリピンも介護福祉士候補者の年間受入れ最大人数は300人。事業団によるマッチング（受入れ機関及び候補者から希望を回収し、コンピュータのソフトにより最適な組み合わせを導き出す）で決定しています。一人あたりにこれだけの研修等に費用をかけることを考えると、予算からして今後もこの人数が増えることを期待するのは厳しそうです。このような状態で今後推移すれば、すぐにEPAも売り手市場になることは間違いなく感じます。ヴェトナムは既に開始3年で、そうなっています。

参考までに6月29日（水）現在の平成29年度ヴェトナム看護師・介護福祉士候補者の受入れ希望機関（施設）および求人数等は、以下の通りです。

看護師候補者	求人数 59名	候補者数 15名（訪日前日本語研修受講者数）
介護福祉士候補者	〃 719名	〃 194名（ 〃 ）

求人率は日本と変わらないのではないのでしょうか？

紙面がわずかになりました。会場見取り図や写真等詳細については次号以降でご紹介します。紙面を増やすことも必要かと思います。

最後になりましたが、国際厚生事業団の矢口部長代理と染谷氏には、取材に当たり現地で大変お世話になりました。候補者に対する説明や調整等でお忙しいなか本当にお世話になりました。特に、矢口部長代理には送り出し機関POEAのグズマン局長との会場の場も設けていただきました。また、角田専務理事には、現地面接の忙しい時間を割いていただきお話を伺うことができました。本当にありがとうございました。

東京都青年経営者会の平成28年度取組み予定

若手役職員をご推薦下さい

東京都青年経営者会は社会福祉法人協議会の内部組織に位置づけられ、会員は東京都内において社会福祉事業に従事する満50歳未満の法人役員や管理者職員等で構成されています。毎年、セミナーや施設見学会の開催等を通して、青年経営者の資質の向上や、青年経営者同士の交流を図っています。

会員法人の代表者の皆様におかれましては、主旨をご理解いただき、「東京都青年経営者会」にご入会いただける若手役職員のご推薦をお願いいたします。

(連絡先 東社協事務局〔電話：03-3268-7192〕)



6月には改正社会福祉法による役員等体制を考えるセミナーを開催

平成29年2月には、関東甲信越ブロックの総会・研修会を開催します

青年経営者会は各都道府県に設置されており（名称は「青年経営者会」もしくは「社会福祉法人経営青年会」）、その中央組織として「全国社会福祉法人経営青年会」があります。また、年に1回、関東甲信越静ブロック（新潟県、長野県、山梨県、群馬県、栃木県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県）内の若手経営者の互いの交流も兼ね、総会・研修会を開催しており、平成28年度は東京都が当番県にあたっています。

詳細は下記のとおりです。青年経営者会の会員でない方の参加も可能ですので、ぜひご予定いただけると幸いです。

〔主 催〕 関東甲信越静ブロック社会福祉法人経営青年会、東京都青年経営者会

〔開催期日〕 平成29年2月9日（木）の午後、10日（金）の午前

〔会 場〕 浅草ビューホテル 3階「祥雲」（台東区西浅草3-17-1）

※開催要項は社会福祉法人協議会所属の全会員法人に平成28年10月頃の送付を予定しています。

● 編 ● 集 ● 後 ● 記 ●

フィリピン現地合同説明会参加中に津久井やまゆり園の事件について知りました。7月26日未明に起きたこの事件によって、多くの利用者の方々の尊い命が失われたことは、痛恨の極みです。心からのお悔やみとお見舞いを申し上げます。私たちは、このような事件が二度と起こらないよう、それぞれがそれぞれの施設の環境について再点検する必要があります。

さて、今回はお忙しい中時間を取っていただき、青山会長のお話を伺いました。青山会長にはRosanne Haggerty 女史をニューヨークに訪ねるセミナーがわたしの力不足で中止になってしまい大変失礼をした経緯があります。また、過去に伺った三宅島全島避難についての話がとても印象に残っています。今回もたいへん興味深く話を伺うことができました。

前年度で「ルーツを探る」と「本部機能」の二つの連載を終了したため、今回から3回に分けてEPAについて取材報告を企画しました。今回はフィリピンを報告しましたが、紙面の都合でその全てをお知らせできませんでした。次号は紙面を増やしてフィリピンの残りの部分とインドネシアについて報告します。

（徳心会 関根）

法人協 第28号

発行 社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 社会福祉法人協議会
〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸1-1 TEL 03-3268-7192
発行人 社会福祉法人協議会 会長 品川 卓正
発行日 平成28年9月8日
編集人 社会福祉法人協議会 広報委員長 関根 陸雄